

出張理容・出張美容を行おうとする方へ

さいたま市では、理・美容所以外の場所で業務を行う場合、作業環境・携行品等の衛生的管理や適切な消毒、また業務を行う方の健康管理等の措置について、事前に保健所に届け出ていただくことにより、出張理・美容の衛生確保及び向上を図っています。出張業務を行う2週間前までに届出をしてください。

届出により出張業務が認められるのは、以下の者を対象とする場合に限られます。

- ・ 疾病その他の理由により、理・美容所に来ることができない者
- ・ 刑事収容施設の被収容者または被留置者
- ・ 社会福祉施設等の入所者で、理美容所に来ることができない者
- ・ その他、市長が特に必要と認める場合

届出に必要な書類

①理・美容所で従業員登録を受けており、出張で使用する器具等の消毒を当該施設で行う場合。

※この場合は、開設者が出張者をまとめて届け出てください。

郵送でもお受けできますが、必ず返信用封筒と切手を同封してください。

注意：従業員登録が済んでいない場合は、理・美容所の変更届（従業員追加）の手続きが必要になります（この場合、郵送での手続きはできません）。

- 出張理容届または出張美容届（2部、コピー可。）
- 出張業務衛生管理等の概要
- 出張業務従事者名簿（複数名の場合）
- 理容所または美容所の確認済証のコピー

従業員登録を行う場合は、理・美容所開設届出事項変更届に理容師・美容師免許証（原本）と診断書（結核、皮膚疾患の有無についてのもので、3ヵ月以内のもの）を添えて、手続きをお願いします。

②①以外（自宅等で器具等の消毒を行う）の方の場合。

※郵送での届出はできません。

- 出張理容届または出張美容届（2部、コピー可。）
- 出張業務衛生管理等の概要
- 理容師免許証または美容師免許証（原本）
- 診断書（結核、感染性皮膚疾患の有無についてのもので、3ヵ月以内のもの）
- 専用の洗浄・消毒設備等を確認できる写真
（洗浄および消毒用シンク、消毒機器、消毒薬等）